

IMES DISCUSSION PAPER SERIES

IASCの金融商品に関する包括的会計基準策定  
を巡る最近の動きについて

宮田慶一・古市峰子

Discussion Paper No. 99-J-28

IMES

INSTITUTE FOR MONETARY AND ECONOMIC STUDIES

BANK OF JAPAN

日本銀行金融研究所

〒103-8660 東京中央郵便局私書箱30号

**備考：** 日本銀行金融研究所ディスカッション・ペーパー・シリーズは、金融研究所スタッフおよび外部研究者による研究成果をとりまとめたもので、学界、研究機関等、関連する方々から幅広くコメントを頂戴することを意図している。ただし、論文の内容や意見は、執筆者個人に属し、日本銀行あるいは金融研究所の公式見解を示すものではない。

IASCの金融商品に関する包括的会計基準策定を巡る最近の動きについて

宮田慶一\*、古市峰子\*\*

要 旨

IASC（国際会計基準委員会）は、金融商品に係る会計処理につき全面公正価値評価を基本理念として掲げているが、これに対しては批判的なコメントが多く基準の策定作業が難航したことから、98年12月、いったん全面公正価値評価を諦め、暫定基準として、米国の現行基準に近い内容の会計基準（IAS第39号「金融商品 認識と測定」）を公表した。その一方で、金融商品の全面公正価値評価については別途包括的会計基準で対応するとのアプローチをとり、そのためのJWG（Joint Working Group）を主要国の会計基準設定主体等と共同で設け、2000年7月の公開草案の公表を目指して現在議論を進めている。

JWGで議論されている論点は、今後の金融商品に係る会計基準の在り方を考えるうえで示唆に富むものが多く、また、従来の会計慣行に大きな変更を迫り得るような提案もなされている。中でも、金融商品の公正価値評価に関しては、これまでの考え方をさらに進め、公正価値の測定が困難な場合も何らかの方法でキャッシュフローを見積もり、全ての金融商品を公正価値評価する立場が前面に出されている。

本稿では、JWGで検討されている論点のうち特に重要と思われるものとして、要求払預金等の公正価値評価、負債の公正価値評価、市場性のない貸出金の公正価値評価、金融資産の認識中止条件を取り上げ、それぞれにつき、これまでの議論の概要を紹介する。

キーワード：国際会計基準、IASC、金融商品の公正価値評価、金融資産の認識中止

JEL classification: M41

\* 日本銀行金融研究所研究第2課 (keiichi.miyata@boj.or.jp)

\*\* 日本銀行金融研究所研究第2課 (mineko.furuichi@boj.or.jp)

## 目 次

(はじめに) .....	1
1.要求払預金等の公正価値評価 .....	2
(1) 要求払預金の公正価値評価 .....	3
(2) 関連した論点 .....	4
2.金融負債の公正価値評価 .....	5
(1) 負債評価における企業自身の信用リスクの扱い .....	6
(2) 非金融資産取得のための負債の評価方法 .....	8
3.市場価値のない貸出金の公正価値評価 .....	9
4.金融資産の認識中止条件 .....	11
(おわりに - 金融商品の評価の在り方) .....	12

## （はじめに）

- IASC（国際会計基準委員会）は、1997年7月に発表したディスカッション・ペーパー「金融資産および金融負債の会計処理」において、金融商品の全面公正価値評価を提案したが、これに対しては批判的なコメントが相次いだため、その後、金融商品に係る会計基準の策定を暫定基準と包括的基準とに分けて進める方針を採ってきている。すなわち、IASCは、IOSCO（証券監督者国際機構）が国際的に資金調達活動を行う企業に適用する会計基準にIAS（国際会計基準）を支持するための条件として示したコア・スタンダード<sup>1</sup>の完成を急ぐ観点から、金融商品に対する暫定基準としては全面公正価値評価を諦め米国の現行基準に近い基準を策定する一方で、IASCの基本理念である金融商品の全面公正価値評価については、別途包括的会計基準で対応していくとの2段階アプローチで臨んでいる。
- このうち、暫定基準については、98年12月のフランクフルトでの理事会において、IAS第39号「金融商品 認識および測定」<sup>2</sup>として採択された。一方、包括的会計基準については、主要国の会計基準設定主体等と共同でJWG（Joint Working Group）を設け、金融商品の全面公正価値評価を行ううえで検討すべき課題として洗い出した19のプロジェクト<sup>3</sup>について、2000年7月の公開草案の公表を目指して現在議論が進められている。
- JWGで議論されている論点については、各国の利害が対立するものも多く、2000年7月の包括的基準草案の公表を危ぶむ声もあるほか、プロジェクトの中には、かなり技術的なものも含まれている。しかしながら、JWGで取り上げられているいくつかの論点は、今後の金融商品にかかる会計基準の在り方を考えるうえで示唆に富むものであり、特に金融商品の公正価値評価については、従来の会計慣行に大きな変更を迫り得るような提案もなされている。実際、こうした会議の重要性を認識してか、JWG本会合でも、自国

---

<sup>1</sup>多国間公募で用いられる財務諸表を作成する際に利用される会計基準が備えるべき最小限の内容としてIOSCOが指定した40の会計基準項目。

<sup>2</sup>IAS39 “Financial Instruments: Recognition and Measurement”。同基準は2001年1月1日以降に開始する事業年度から適用される。

<sup>3</sup>19のプロジェクトの項目については、別添参照。

の利害を反映すべく現段階からかなり真剣かつ活発な意見交換が行われている。

わが国では、JWG に日本代表として参加している山田辰己公認会計士（中央監査法人）と荻茂生公認会計士（監査法人トーマツ）をサポートする目的で日本公認会計士協会内に「JWG 金融商品部会」が設けられ、JWG から提示されている論点に対し日本として如何に対応すべきかについて議論がなされている。しかしながら、一方で、JWG の議論の内容は、わが国においては広く一般に知られているとは言い難いのが実状である。わが国としても、JWG で議論が煮詰まる前の早い段階で見解を示していく必要があると思われるが、その前提としては、JWG での議論の帰趨が持ち得るインパクトについて、広く理解してもらうことが重要と考えられる。そこで、本稿では、JWG における議論の中から特に重要と思われる金融商品の公正価値評価に関する議論を中心に、その概要を紹介していく。具体的には、19 のプロジェクトのうち、1．要求払預金等の公正価値評価（プロジェクト ）、2．負債の公正価値評価（プロジェクト ）、3．市場性のない貸出金の公正価値評価（プロジェクト ）、4．金融資産の認識中止条件（プロジェクト ）を取り上げる<sup>4</sup>。

## 1. 要求払預金等の公正価値評価

ディスカッション・ペーパーは、保険や年金債務等、債務の見積等に用いられる年金数理手法の影響からさらなる検討が必要とされるようなごく一部の金融商品を除き、全ての金融商品を公正価値で評価することを提案していた。JWG では、金融商品には公正価値の計測が困難なものもあるというディスカッション・ペーパーへの批判を考慮して、公正価値の測定が特に困難と思われる金融商品の公正価値の試算等を実際に行うことなどを通じて具体的に議論し、全面公正価値評価の妥当性をもう一度問い直すというアプローチが採られている。特に JWG では、その典型例の1つとして要求払預金（コア・デポジット<sup>5</sup>）の

---

<sup>4</sup> その他詳細な議論については、IASC および JWG 日本代表の山田公認会計士による JICPA ジャーナル No.529（1999 年 8 月号）掲載の「IASC 金融商品プロジェクトの議論の現状」を参照。

<sup>5</sup> わが国では、当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金などといった要求払預金コア・デ

公正価値評価について議論しているので、以下そのポイントおよびこれに関連した論点をみていく。

### (1) 要求払預金の公正価値評価

銀行は、要求払預金を市場金利以下で受け入れ、こうして受け入れられた資金は、新規契約後、銀行に一定期間滞留するのが通常である。この場合、銀行は当該資金を risk free の資産で運用することにより、確実に利益を上げることができる訳で、この意味で預金を受け入れた時点で銀行は何らかの価値を得ることになる。ただ、こうした要求払預金の価値は、要求払預金の滞留期間が長ければ長いほど高まると考えられるが、要求払預金の引出しは預金者のオプションであり、銀行が自らキャッシュフローを確定することはできない。ここでは、こうした要求払預金に付随する価値を如何に公正価値評価するかが議論されている。

JWG 内では、そもそも要求払預金を公正価値評価することについて、反対意見もある。その論拠としては、要求払預金が市場金利以下で受け入れられているのは、預金者が要求払預金に付随する各種金融サービス等を廉価で享受していることの見返りであり、これらのサービスがまだ提供されていない時点で利益のみを認識するのは不適切であるとの意見がある。また、要求払預金のように売買市場が存在しないものを公正価値で認識すると評価の客観性、比較可能性が失われる、との批判もある。しかし、米国の会計基準設定主体である FASB をはじめ、預金に付随する価値を公正価値評価することを支持する意見が JWG 内では主流であり、その理由としては以下の点が指摘されている。

公正価値の方が、取得原価よりも銀行の実質的価値を反映していると考えられること。

要求払預金のキャッシュフローを見積もりながら ALM 運営を行っている銀行実務と整合的であること。

取得原価評価を認めると、要求払預金の見合いに保有している資産に関

---

ポジットに該当するものと考えられる。

しヘッジ会計が必要との議論に繋がりがねず、公正価値評価される金融資産の範囲がかなり限定されてしまう可能性があること。

要求払預金の金利が低く抑えられているのは、法律等の制限によることが多く、必ずしも決済サービスが廉価であることの見返りとはいえないこと。また、例え決済サービスの見返りだとしても、範囲の経済の存在等により、これにかかるコストを単独で抽出することは困難であること。

また、JWG では、要求払預金の公正価値の評価方法についても議論されている。すなわち、当プロジェクトを担当している米国 FASB より、将来の預金の流出のみを見積もる方法、将来の預金の流入も見積もるが、預金の流入は流出の範囲内とする（預金残高のネット増加は勘案しない）方法、預金残高増加の可能性も含め、預金の流入を見積もる方法、預金に付随する顧客価値も評価する方法、支店の価値も含めて評価する方法、が提示されている。このうち、<sup>1</sup>は、預金契約をすると、当該要求払預金利用者がその他の金融サービスにも同一の金融機関を利用する可能性が高まるため、こうした価値を認識すべきである（顧客リストの価値を含める）との立場であり、<sup>2</sup>は、預金を売却する場合、預金そのものを切り離して売却せずに支店ごと売却するのが通常であるから、支店の価値も何らかの方法で公正価値に織込むべき（あくまでも公正価値 = 売却可能価格であるとの立場）との考えである。しかし、<sup>3</sup>、<sup>4</sup>についてはいわゆる「のれん」にかかる価値の評価であり、金融商品自体の価値ではないため、こうした方法を採用することについては反対意見が多い。また、<sup>5</sup>、<sup>6</sup>については、それぞれ何処までキャッシュフローを見積もるかとの問題である。理論的には<sup>7</sup>まで見積もるのが正しいが、一方で預金の流出を見積もるだけでも困難であるのに、預金の流入まで見積もるのは客観性に欠き、恣意的な操作に繋がりがやすいとの批判が存在する。この点については、現在、実務的観点等から<sup>8</sup>を支持する声が強いが、合意には至っていない。

## （２）関連した論点

JWG では、上記要求払預金と同様の問題として、トラベラーズチェックとクレジットカードローン債権（例えばリボルビング型クレジットカードロ

ーン債権)の公正価値の問題を挙げている。トラベラーズチェックは、チェックが現金化されるまでの間は無利息の資金がチェック発行者に滞留するが、いつ現金化されるかはチェックの所有者のオプションであるとの意味で要求払預金と同じ性質を持つ問題である。クレジットカードローン契約では、カード保有者は一定の制約のもとでカード会社からの信用供与を受ける権利を有しているが、この場合、信用供与を受けるか否かは利用者のオプションであり、カード会社は事前に決められた条件の範囲内であればこれに受身で対応しなければならない。一方、こうした信用供与に付される金利は、通常、個人が市場で調達できる金利よりも高い金利が付されており、カード会社には信用供与に伴って利益が発生することになる。要求払預金が負債サイドの問題である一方、クレジットカードローン債権は資産サイドの問題との違いはあるが、基本的には両者同様のアナロジーで考えられる。

また、JWG では、要求払預金、トラベラーズチェック、クレジットカードローン債権の公正価値評価にかかる問題は、契約に伴って契約の提供者が何らかの利益を得るとの意味では特殊な取引であるとしている。しかしながら、将来キャッシュフローの見積もりに関しては、将来発生する可能性が高いが、その権利を行使することが契約の相手方のオプションであったり、ある特定の事象にリンクしているが故に、将来キャッシュフローの見積もりが困難であるような契約にもここでの考え方が適用可能であるとしている。具体的な例としては、クレジットライン契約、期限前返済条項付きローン、売上高に応じて支払い金額が決まるようなリース取引等が挙げられている。

## 2. 金融負債の公正価値評価

ディスカッション・ペーパーは、金融負債について全て公正価値で評価し、その評価損益を損益計算書に計上することを提案していたが、これに対しては理論および技術的な問題が多いとの批判が強く、IAS39 ではトレーディング目的の金融負債またはデリバティブ負債については公正価値評価を要求する一方で、それ以外の金融負債については償却原価で測定されることになった。JWG では、トレーディング目的以外の金融負債についても公正価値評価を前提としつつ、特に批判の強かった 2 つの点、すなわち、企業自身の信用リスクを金融負債の公正価値評価に反映させるべきかどうか、非金融資産取得のための

金融負債については例外とすべきか、について検討している。

### (1) 負債評価における企業自身の信用リスクの扱い

負債の公正価値評価に企業自身の信用リスクを反映すべきではないとの見解は、その理由として、以下の点を挙げている。

負債の公正価値評価に信用リスクの変動を入れると、信用リスクの上昇により負債の市場価格が下落した場合には負債の公正価値評価額が減少する結果、当該企業に評価益が生じ、逆に信用リスクの低下により負債の市場価格が上昇した場合には評価損が生じてしまうこと（いわゆるダウングレードのパラドクスの問題）。

企業自身の信用リスクの変動は当該企業の「内部創出のれん」(internally generated goodwill) に対する見通しの変動の影響を受けると考えられるが、「内部創出のれん」は会計上認識しないのが諸外国の現行の会計フレームワークを見ても一般的であること。

企業自身の信用リスクの変動による損益を報告しても、それは単に投資家に対して彼らの投資判断をフィードバックするに過ぎず、負債発行企業の業績に関する新たな投資情報を提供する訳ではないこと。

企業自身の信用リスクを反映させることは、当該企業がその時点で清算され、その公正価値をもって負債が償還されることを想定したもののだが、これは IAS が基本原則として掲げる企業のゴーイングコンサーンを前提とした会計処理<sup>6</sup>と矛盾すること。

これに対して、負債の公正価値評価に企業自身の信用リスクも反映すべきとの見解は、以下の点を指摘している。

企業の信用リスクの上昇（低下）により負債の公正価値評価額が減少（増加）する場合には、通常、資産側の公正価値評価額も減少（増加）しているから、負債の評価損益の大部分は資産の評価損益によって相殺され、ダウングレードのパラドクスの問題は然程大きくないと考えられるこ

---

<sup>6</sup> IASC “Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statement” (「財務諸表の作成表示に関する枠組み」) par.23。

と。

金融資産と負債の評価方法や、債権者と債務者の財務諸表は対称的であるべきであること。

企業自身の信用リスクの変動を反映することで真の経済的效果を表すことができ、有益な情報提供が可能となること。

ここで特に問題となるのは、負債の公正価値評価に企業自身の信用リスクを反映させないと、資産価値の変動により企業の信用リスクが変動するようなケースにおいて資産負債がバランスせず損益が振れてしまう一方、逆に個別信用リスクを反映させると、例えば経営者の交代といった「内部創出のれん」の変動により企業の信用リスクが変動するケースでは負債サイドだけが変動してしまい、やはり資産負債がバランスせず損益が振れるとのトレードオフの問題があることである。JWG では、当初、業界全体に生じた信用リスクの変動は公正価値に反映させる一方で、個別企業の信用リスク変動は取り除いた「quasi fair value (準公正価値)」によって評価することを提案していたが、業界と個別企業の信用リスクを区別するのが困難なこと、負債サイドのデリバティブを公正価値評価することと整合的でないこと、option 等を組み込んだ負債において本来存在しているヘッジ関係が認識されないケースがあること<sup>7</sup>、から現在は個別企業の信用リスクも反映する形で公正価値評価する方向で議論が進んでいる。

なお、負債の全面公正価値評価については、株主等の企業保有者が企業資産に対して有する請求権（残余財産分配請求権）は債権者の請求権（社債元

---

<sup>7</sup> JWG では、具体的な例として callable bond（負債発行企業がその償還期限前に当該負債を買戻す権利を有するもの）を取り上げて議論している。すなわち、callable bond を bond 部分と call option 部分に分離しそれぞれを負債および資産として認識するとすれば、これまでの議論を前提とすると、（個別）信用リスクの低下による負債発行企業の格上げがあった場合に、オプション部分では利益が発生するが負債の価値が変化しないために、本来存在しているヘッジ関係（オプション部分の利益と負債部分の損失のマッチング）が認識されないことになるが、こうした取扱いが妥当か、それともヘッジ会計を例外的に認めるか、デリバティブからも個別信用リスクを除くなどしてヘッジ関係を認識すべきか、といった問題提起がなされている（同様の問題は投資家が負債の発行者に額面で債券を売却できる option がついている puttable bond についても存在）。

なお、複合金融商品の認識方法については、「組込み金融商品」に関するプロジェクト（プロジェクト）で検討されることになっているが、組み込まれたデリバティブを分離して認識するかどうかについては未だ結論が出されていない。

利金請求権等)よりも劣後しているため、企業の総価値が減少していく場合、まず株価が下落し、企業が債務超過に陥ると見られる段階から負債の価値は低下し始めると考えられるとすると、株価がゼロになる前に負債の価値が下がるのはおかしく、金融負債の公正価値変動に企業自身の信用リスクによる変動分を含めるは妥当でないとの批判もされている。しかしながら、株価がゼロになる前の段階においても、企業の総価値の減少が予想される場合には、当該企業が発行している負債の支払期日(社債の償還日等)において株価がゼロになり負債の価値が下落している可能性を考えて、額面を下回る価格であっても現時点で債券を売却しようとする企業債権者が現れるであろうから、それにより負債の公正価値が低下することは十分あり得ることと再反論している<sup>8</sup>。

## (2) 非金融資産取得のための負債の評価方法

非金融資産については取得原価で評価する一方で、そのファンディングのために発行された負債につき公正価値で評価することは、資産と負債との両サイドにおいて測定上のミスマッチが生じる等の理由から、非金融資産取得のための負債については公正価値で評価すべきでないとの見解がある。

この問題につき JWG は、これまでのところ、負債の目的によってその評価方法を区別するのは金融商品の全面公正価値評価の考え方に反するとして、非金融資産取得のための負債であっても公正価値で評価するとの結論に至っている。しかしながら、非金融資産取得のための負債にかかる評価損益の扱いについては、直ちに純利益に計上するのではなく、当該負債に生じた未実現損益を伝統的な損益以外(その他の包括利益等)で報告するのが妥当か、あるいは注記などで非金融資産取得のための負債であることを示すべきか、についてさらに検討されることとなっている。これは、非金融資産取得のた

---

<sup>8</sup> 株式会社のように企業保有者(株主)の責任が有限の会社による信用リスクのある負債の発行は、信用リスクのない負債の発行部分と企業の純資産を原資産としたプット・オプションの債券保有者から株主への売却部分とに分けて考えることができる。この場合、株主が購入するプット・オプションとは、債券の額面を権利行使価格とし、企業の純資産が債券の額面総額を下回った場合(企業が債務超過に陥った場合)には額面ではなく残った企業の純資産分を売却する権利(債券保有者から見れば当該金額で純資産を買取る義務)である。かかるプット・オプションの価格(プレミアム)は、その他の条件を一定とすれば、時間の経過とともに低下し、償却時点でゼロになる。

めの金融負債について生じる評価損益は、伝統的な損益（純利益）とは性質が異なるとの見解を受けたものである。すなわち、金融商品について公正価値評価による評価損益を純利益として計上し得るのは、金融商品はいつでも売却可能であるゆえに、いつでも将来の期待キャッシュフローをそれと等価の現在のキャッシュフローに変えることが可能であるから、実際の売却を待たなくても公正価値の変動で測った成果（評価損益）を期待キャッシュフローの実現による利益（純利益）として捉えることが認められるとの理由による。一方、例えば事業用不動産など、事業に拘束されているため売却といった選択肢が事実上ないような実物資産へのファンディングのために発行された金融負債については、資金が事業に拘束されている以上、たとえ現在の公正価値が将来の期待キャッシュフローと等価であっても、自由に換金できないのであれば、その評価損益を期待キャッシュフローの実現による利益（純利益）として捉えることはできないとの見解があるためである。

### 3. 市場価値のない貸出金の公正価値評価

ディスカッション・ペーパーは、市場価値のない貸出金についても公正価値評価を提案していたが、これについては信頼できる公正価値が測定できないのではないかとこの点に批判が集中し、暫定基準では市場価値のない貸出金を取得原価で評価することになった。JWG では、キャッシュフローの割引割引価値を見積もることにより、全ての貸出金を公正価値評価することが前向きに検討されている。

貸出金については、取得原価で評価しても、その後の信用状態あるいは金利の変化により損失が確定した部分は減損処理することにより、また、今後起こり得る損失については引当金で、それぞれ対処することが一般的である。しかし、JWG ではこれに対し、以下のような弊害を指摘している。

減損処理で損失を認識するとしても、損益が認識されるまで時間がかかるのが通常であり、資産価値が過大評価される傾向があること。

引当金によりある程度将来の損失に対処することは可能であるが、引当率が明確な理論に基づいて決められている訳ではなく、利益平準化操作に利用され易いなど、会計制度の不透明性を高めると考えられること。

、 の理由から、減損や引当金により処理をしたとしても、取得原価では価格情報にバイアスが掛かっており、この結果、効率的な資源配分が妨げられていること。

(評価方法)

このような理由から、JWG では、市場価値のない貸付金についても公正価値で評価するとの前提に立ち、その適切な測定方法を当初認識時と当初認識以後に分けて検討している。

i) 当初認識時の測定

ここでは、契約レートが市場レートでないような貸出をどのように認識すべきかが議論されており、あくまでも市場レートをベースとして公正価値評価し、実際の貸出額との差額はその性質に応じて別途認識すべきと結論付けている。契約レートが市場レートでないような貸出の具体的な例としては、従業員に対する低利融資や政府系金融機関による低利融資を挙げ、公正価値との差額はそれぞれ従業員報酬、援助として認識すべきとしている。

ii) 当初認識以降の測定

ここでは、期待キャッシュフローをリスクフリーレートで割引く方法(期待値アプローチ)と、契約上のキャッシュフローを信用リスク・プレミアムを組み込んだレートで割引く方法(契約アプローチ)、を比較検討している。この点については、これまでの検討では、理論的にはどちらの方法を用いても同じ公正価値が得られる筋合いにあり、両者ともに容認すべきかも知れないが、の方が実践的な advantage が大きいのではないかとしている<sup>9</sup>。ただ、正常債権のように大数の法則が働くものについてはの方が取り扱いやすいのは事実であるが、破綻債権のように貸出 1 本 1 本のキャッシュフローを見積もる以外に公正価値を測定する方法がないものも少なくなく、を排除すべきでないとの意見も出されている。

---

<sup>9</sup> JWG では、これら 2 つの方法のほか、全面公正価値評価へ移行する中間段階として、市場金利の変動の影響のみを公正価値に反映させ、信用リスクの変動については減損処理により対応していくアプローチについても検討を加えた。しかしながら、こうしたアプローチは、それを用いることにより新たな複雑な問題が発生すること、貸し手に 2 重の負担を強いること、取得原価による評価方法と大きく変わらないこと、から不適当との結論を下している。

#### 4. 金融資産の認識中止条件

金融資産の認識中止の問題とは、いったん貸借対照表に計上した金融資産をどの時点でオフバランス化するかという問題である。ディスカッション・ペーパーでは、「金融資産を構成する契約上の権利の支配（control）を放棄したか失った時」に認識を中止するという考え方が提案されている。つまり、資産の重要な要素である「支配の有無」を基準に認識中止の判断を行い、譲渡取引に伴って譲渡人に何らかの権利、義務が留保されているのであれば、それらを別個の資産、負債として認識すればよいとしている。こうした考え方は「財務構成要素アプローチ」と呼ばれ、これを金融資産の認識中止条件の基本的なアプローチとすることについてはほぼ異論がなく、IAS39でも採用されている。

問題は、「支配の有無」の具体的な判断基準であり、JWGでは、以下のような基準をローンパーティシペーションや再譲渡制限付債権譲渡等の具体的取引に適用し、こうした基準が様々な国で機能するか、様々な取引について「適切な」会計処理を実現させ得るのか、あるいは主要な金融市場における法律や契約、市場慣行等の差違を考慮に入れたうえでも十分機能するか等を検討することによって、「支配の有無」の判断基準を策定しようとしている。

（提案されている「支配」の判断基準）

以下の場合には、譲渡人は金融資産に対する「支配」を放棄したか失ったと判断される。

譲渡資産が譲渡人から法的に分離されていること。すなわち、譲渡人の破綻手続においてもその管財人により譲渡行為が取消されたり、譲渡資産が取り戻されたりしないこと（いわゆる bankruptcy remoteness の要件）。

譲渡資産について譲渡人がリコース義務を負わないこと（仮に譲渡人が部分的なリコース義務を負っている場合、譲渡人はリコース義務の範囲内で譲渡資産を認識しつづけなければならない）。

譲渡人が満期前に譲渡資産を買戻したり償還する権利および義務を有する契約がないこと。

譲渡資産が、譲受人に将来キャッシュインフローをもたらす primary source であって、譲渡人が資産譲渡義務を履行できない場合に期待できる secondary source ではないこと。

譲渡人が積極的に管理している譲渡資産に対して依然として利害関係を有していないこと。例えば、譲受人が SPE の場合において、譲渡人が譲渡資産の劣後持分を有しながら、SPE の利得獲得やリターンを最大化するために資産を売却するよう指示する権限を有する場合には、利害関係があると考えられる。

各譲受人が、それぞれの譲受資産から生じるベネフィットを享受できること。以下の場合には、これが可能であることが証明される。

- i) 譲受人が任意に譲受資産を売却または担保に供することができる場合。
- ii) 譲受人が、譲渡人の受益者のために譲渡資産を保有するような SPE である場合で、かつ、受益者がその受益権を任意に売却したり担保に供することができる場合。

金融資産の認識を中止するためには、上記 ~ の条件をすべて満たさなければならぬとすると、例えば、ローンパーティシペーションを行った場合でも、原債権者の破綻時には貸出参加の対象となる原債権が原債権者の管財人により原債権者の資産として扱われる場合には、上記 の条件を満たさないとして当該債権のオフバランス化が認められないことになる。また、例えば貸出債権を証券化した場合でも、原債務者によるデフォルトのリスクを譲渡人が負う場合には上記 の条件を満たさないとして、あるいは、譲受人による再譲渡が制限されている場合には上記 の条件を満たさないとして当該貸出債権のオフバランス化が認められないことになる。

この点、暫定基準である IAS39 では、例えば各国で法制が異なることを理由に上記 の倒産隔離は認識中止の条件とされておらず、JWG でも同様の理由から、これを金融資産の認識中止条件として設けるべきではないとの意見も出されており、依然意見の一致をみていない。

### **(おわりに - 金融商品の評価の在り方)**

以上のように、JWG は、今後の金融商品に係る会計処理に関し、いくつかの重要な論点を提示している。中でも、金融商品の公正価値評価に関しては、これまでの考え方をさらに進め、公正価値の測定が困難な場合も何らかの方法でキャッシュフローを見積もり、全ての金融商品を公正価値評価する立場が前

面に出されている。全ての金融商品が公正価値評価されれば、漸進的な公正価値評価の導入に付随する矛盾が解決され、ヘッジ会計の適用対象がほとんどなくなるほか、金融資産・負債取得後の市場金利、信用状態の変動がより早く認識されるとの意味で透明性が高まると考えられる。他方、この場合には、キャッシュフローの見積もりに際し、経営者の判断が入ってくるため、恣意性が高まるほか、各主体の評価によって公正価値が異なり得るとの意味において比較可能性が損なわれるとのデメリットも内包している。

わが国の会計処理においては、取得原価による評価が前提とされてきた。取得原価評価では、非金融商品を含む全ての取引が同じ考え方やルールに基づいて処理されるとの意味での首尾一貫性や一定の客観性は確保される。しかし、認識後の経済情勢の変化が反映されにくいとか、同じ資産等でも取得時期の違いによって異なる価格で認識されるといった問題点、さらには含み損益に関する不透明性が指摘されてきた。こうした中で、わが国でも、客観的な公正価値が測定できる金融商品については、公正価値評価しようとの動きになってきており、具体的には、97年度期にはデリバティブ取引の時価情報の開示、98年度期には金融機関のトレーディング勘定への時価会計が導入された。また、本年1月には、企業会計審議会より金融商品の包括的な会計基準である「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（以下「意見書」）が公表され、2000年度の決算期より持合株を含む市場性のある有価証券の多くが公正価値評価されることとなった。

わが国でもこのように公正価値評価される金融商品の範囲がこのように徐々に広がっているとはいえ、これはJWGで議論されている全面公正価値評価とは基本的に異なるアプローチである。すなわち、包括的会計基準においては、市場価格等から客観的に公正価値が測定できるもの以外についても、キャッシュフロー等を見積もることにより、全ての金融商品を公正価値で評価する方針が打ち出されている。一方、わが国においては、貸出金の減損額の算定に際し、一部のケースにつき割引現在価値を利用することが認められているものの<sup>10</sup>、

---

<sup>10</sup>「意見書」では、「貸倒懸念債権」の貸倒見積額の算定につき、担保の処分見込額や保証による回収見込額を考慮する方法とともに、割引現在価値による方法の選択肢が認められている。また、本年4月に公認会計士協会より改訂された銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証ならびに貸倒償却及び引当金の監査に関する実務指針」においても、要注意債権や破綻懸念先債権のうち、債権の元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュフローを合理的に見積もることができる債権については、割引現在価値

貸出金の評価はあくまでも取得原価が前提となっており、割引現在価値は、合理的にキャッシュフローを見積もることができる場合に限り、一部の債権の減損額算出に認められたものに過ぎない。

金融商品の会計処理に関しては、わが国のように取得原価での評価を前提としつつ、客観性が担保できるものについてのみ公正価値評価を導入する方法と、JWG で議論されているような全面公正価値評価による方法が考えられるが<sup>11</sup>、どちらの方法も一長一短があり、一義的にどの手法が優れているかは決められない。この点を評価するためには、実務上の限界、あるいは取引慣行といった各国の実態を踏まえつつ、会計情報が誰のためにあり、また、どのような情報を提供するのが良いのかといった基本に立ち返って議論を深めていくことが肝要と考えられる。

翻って、わが国の状況をみると、会計のあるべき論につき、きちんとしたイメージをもって会計基準が設定されているかといえ、必ずしもそうとはいえないのが実状であろう。JWG での議論にわが国として如何に対応して行くか、という問題は、換言すれば、わが国として会計の在り方につきどのような理念を有しているかとの問いかけであるとも考えられる。その意味では、JWG で提起されている問題は、単に JWG に限られた話ではなく、わが国における会計の在り方にもかかわる問題でもある。

以上

---

による減損額の算定が認められている。

<sup>11</sup> 米国等では、投資家にとって有用な情報とは、過去に何が起きたかを示すことではなく、今後何が起こるかを示すことにあり、その意味では「経営者の判断」を取り込んだ管理会計的な情報を開示していくべきとの議論もなされている。ただ、JWG における議論では、有価証券の保有動機による評価方法の違いを認めていないことが端的に示すように、あくまでも全面公正価値評価にこだわったもので、「恣意性」＝「経営者の判断」を積極的に財務諸表に取り込んでいくことを目指したものではない。

(別添)

### JWG 要検討プロジェクト一覧

	プロジェクト名
範囲	範囲
認識・認識中止	金融資産の譲渡
測定（技術上）	測定単位 コア・デポジット その他の公正価値測定の技術的問題
測定（技術上 / 実務上）	負債 企業自身の信用リスク 負債 非金融資産のための資金調達
測定（実務上）	市場性のない貸出金 銀行 マネジメント 非トレーディング商品の公正価値の信頼性 政策投資
測定（その他）	組込み金融商品 サービス権
損益の表示	損益の損益計算書または資本での表示 ヘッジ 例示
その他	利用者 開示 経過措置 マネジメント変革